

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

【要旨】

地方税法の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第34号)が平成26年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【今回の法改正の考え方】

国民健康保険の低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図ること。また、高所得の者であっても賦課限度額しか負担しない仕組みについて改める。このことにより中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険料の見直しが可能となるように改正を行った。

具体的には、高額所得世帯の負担増による収入の確保と、5割・2割軽減対象の世帯の拡大により低中間所得層の保険料の軽減を図る改正とした。

【主な条例改正の内容】 平成26年度分の国民健康保険税から適用

(1) 課税限度額(上限額)を引き上げた。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額(上限額)を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額(上限額)を12万円から14万円に引き上げた。(政令第56条の88の2関係)

	平成25年度(現行)	平成26年度(改正後)
医療保険分	51万円	51万円
後期高齢者支援金分	14万円	16万円
介護保険分	12万円	14万円
合計	77万円	81万円

(2) 5割・2割軽減対象の世帯の基準額を見直した。(政令第56条の89関係)

5割軽減対象世帯の判定に使う被保険者数について、世帯主を含めた。

また、2割軽減対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を35万円から45万円に引き上げた。

【改正後の軽減対象基準】

■ 7割軽減対象世帯(改正無)

世帯主及び被保険者の所得の合算額が 33 万円以下の場合

■ 5割軽減対象世帯(被保険者数に世帯主も含めた。)

世帯主及び被保険者の所得の合算額が 33 万円＋(被保険者数×24 万 5 千円)

■ 2割軽減対象世帯(35 万⇒45 万に変更)

世帯主及び被保険者の所得の合算額が 33 万円＋(被保険者数×45 万円)

【今回の改正による被保険者への影響】

高額所得世帯（1人世帯で所得約 6 7 0 万以上の世帯）については、上限額を引き上げたため、年間で最高 4 万円の増額となる世帯がある。低・中間所得層の世帯（下記の表参照）については、軽減措置の拡充により国保税の負担減となる世帯が増加する。

※ 5割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	2 5 年度(現行)	平成 2 6 年度(改正後)
1 人	該当なし	5 7 5, 0 0 0 円
2 人	5 7 5, 0 0 0 円	8 2 0, 0 0 0 円
3 人	8 2 0, 0 0 0 円	1, 0 6 5, 0 0 0 円
4 人	1, 0 6 5, 0 0 0 円	1, 3 1 0, 0 0 0 円
5 人	1, 3 1 0, 0 0 0 円	1, 5 5 5, 0 0 0 円

※ 2割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	2 5 年度(現行)	2 6 年度(改正後)
1 人	6 8 0, 0 0 0 円	7 8 0, 0 0 0 円
2 人	1, 0 3 0, 0 0 0 円	1, 2 3 0, 0 0 0 円
3 人	1, 3 8 0, 0 0 0 円	1, 6 8 0, 0 0 0 円
4 人	1, 7 3 0, 0 0 0 円	2, 1 3 0, 0 0 0 円
5 人	2, 0 8 0, 0 0 0 円	2, 5 8 0, 0 0 0 円

■ 参考資料

① 上限世帯数

項 目	超過世帯数(25 年度)	税額増額分(25 年度で試算)
医療分	29 世帯	—
支援金分	102 世帯	1,720,800 円
介護分	48 世帯	797,700 円

② 所得区分別軽減世帯数等

所得区分	世帯数	構成割合	5 割軽減世帯数(割合)	2 割軽減世帯数(割合)	備考
33 万以下	1,630	41.07%	—	—	原則 7 割軽減
33 万以上 100 万未満	859	21.64%	316	416	
100 万以上 200 万未満	819	20.62%	17	137	
200 万以上 300 万未満	322	8.12%	0	7	
300 万以上 400 万未満	139	3.51%	0	1	
400 万以上	200	5.04%	0	0	
合 計	3,969	100.00	333(8.40%)	561(14.13%)	1,630(41.07%)

③ 世帯人数別世帯状況

世帯人数(国保加入者)	世帯数	構成割合	5 割・2 割軽減判定所得(26 年度)
1 人	1,508	37.99%	575 千円・780 千円
2 人	1,573	39.63%	820 千円・1,230 千円
3 人	529	13.33%	1,065 千円・1,680 千円
4 人	184	4.64%	1,310 千円・2,130 千円
5 人	94	2.37%	1,555 千円・2,580 千円
6 人以上	58	1.46%	省略
4 月中国保離脱	23	0.58%	省略